

鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、在宅等の障がい児及び障がい者が親元などから自立して、地域生活を営むことができるよう、地域生活を体験できる住宅（以下「生活体験ホーム」という。）を提供して、生活技術と自立意欲を高める支援を試行的に行うことにより、在宅の障がい児及び障がい者の社会的自立を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県障がい児・者地域生活体験事業実施要綱（平成18年5月11日付第200500139002号鳥取県福祉保健部長通知。）に基づき、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、事業実施主体の同表第3欄に定める補助基準額と第4欄に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じてた金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から寄附金その他の収入額及び利用者からの負担金を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「選定額」という。）に、同表第5欄に定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。以下「算定基準額」という。）の補助金を予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の6月20日までにを行うものとする。ただし、平成19年度の本補助金の交付申請は、適宜申請を行うことができるものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費に別表の第5欄に定める割合を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。
- 3 事業実施主体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年2月26日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。
(平成19年度における交付申請書の特例)
- 2 平成19年度に限り、補助金の交付の申請に係る第6条の規定の適用については、同条中「6月20日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月7日から施行する。ただし、障害者支援施設等に入院又は入所している者の利用については、平成24年4月1日から適用する。

なお、障害者支援施設等に入院又は入所している者及び精神科病院入院者の、平成24年4月1日から平成24年8月7日までの期間において利用を開始した場合、本事業と障害福祉サービスのいずれかしか利用することができない。

(事業所の指定等)

- 2 グループホーム型補助の廃止に伴い、グループホーム型事業所については廃止届の提出がなされたものとして取り扱うこととする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年6月20日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 全体に占める割合		
鳥取市障がい児・者地域生活体験事業	生活体験ホームを運営する県の指定を受けた社会福祉法人等	生活体験ホーム アの算式により算出された額とイの額の合計額。 ア 利用者一人当たりの日額単価×年間利用延べ日数（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項及び第30条第2項並びに附則第22条第4項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表第1の5に定める体験宿泊加算（以下「障害福祉サービス」という。）の利用日数を除く。） <table><tr><td>日 額 単 価</td></tr><tr><td>4, 270円／人</td></tr></table> ※ただし補助基準額上限は予算の範囲内とする。 イ 家賃補填額 事業実施主体1箇所当たり330,000円 ※補助基準の算定にあたって、第2欄に掲げる実施主体が障害福祉サービスを実施することが可能な場合については、その実施可能な部分について同サービスを適用するものとする。	日 額 単 価	4, 270円／人	生活体験ホーム運営のために必要な経費（人件費、通信運搬費、消耗品費、光熱水費、賃借料等（工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）及び委託費（県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）を含む。))	市に居住する利用者の年間利用延べ日数／生活体験ホームの年間利用延べ日数（障害福祉サービスの利用日数を除く。）
日 額 単 価						
4, 270円／人						

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市障がい児・者地域生活体験事業計画（報告）書

（単位：円）

生活 体験 ホームの 名称	補助対象経費 の実支出予定 （ 済 ） 額 A	利用者負担金 等その他の収 入額 B	差 引 A－B＝C	補 助 基 準 額 D	選定額 （C及びD を比較して 少ない方の 額） E	全体に占 める本市 の割合 F	E × F	算定基 準額 （千円未 満切捨）
	※人件費等の額（ 建物の賃借料を除く。）	※家賃相当額以外 の収入額		（算式） @4,270円× 延べ____日 （生活体験ホーム の年間利用延べ 日数）		/		/
	※建物の賃借料	※家賃相当額の収 入		330,000円		/		/
小計								

注1 2以上の生活体験ホームについて記入する場合については、上表に続けて追加して記入することとし、合計欄を設けること。

2 利用者負担については、市町村補助がある場合の単価を用いて導き出される額を記入すること。

3 A欄の人件費の額について、個別表の3（A）欄と一致すること

4 A欄の建物の賃借料は、別紙個別表の3（B）欄と一致すること。

5 B欄の家賃相当額以外の収入は、個別表の4の②＋③＋④の合計額から（a）欄の額を減じた額と一致

6 B欄の家賃相当額の収入は、個別表の4の（b）欄の額と一致

7 D欄の年間延利用日数は、障害福祉サービスの利用を除いた日数を記載すること。

この事業を行うに際し他の補助金の活用の有無（いずれかに○）	有・無
「有」の場合はその補助金名等を記載してください。 ・補助金名（ ） ・事業内容（ ） ・補助金所管団体名（ ） ・上記の連絡先（ ）	

<添付書類> 別紙個別表

別 紙

個 別 表

(注) 個別表は、生活体験ホームごとに作成すること。

1 生活体験ホームの概要

生活体験ホームの名称				
生活体験ホームの所在地				
支援員の配置状況	支援員の氏名		常勤・非常勤の別	
	配置(予定)日数	年間延べ 日		
	配置(予定)時間	午前・後 時 分 ～ 午前・後 時 分		
①利用者負担金 (市町村補助がある場合)	個人負担額： 円(1泊2日負担の場合は1/2)の額 (内訳) 家賃相当額： 円、光熱水費： 円 材 料 費： 円、日用品費： 円 その他(人件費等)： 円 等			
②利用者負担金 (市町村補助がない場合)	個人負担額： 円(1泊2日負担の場合は1/2)の額 (内訳) 家賃相当額： 円、光熱水費： 円 材 料 費： 円、日用品費： 円 その他(人件費等)： 円 等			

注1 市町村補助の有無により利用者負担に差がある場合は、両方の額を記入すること。

2 建物の賃貸借契約書等の写しを添付すること。

3 支援員の勤務状況の判る資料(出勤簿等)の写しを添付すること。

4 支援員の配置(予定)日数は、障がい福祉サービスの利用を除いた日数(下記2の太枠の日数)を記載すること。

2 利用(予定)者の状況等

(1) 当該生活体験ホーム等の利用(予定)者の状況

ア 当該生活体験ホーム等を利用する他の市町村名

イ 当該生活体験ホーム等の年間利用延べ日数

ウ イのうち本市に居住する利用者の状況

区分	年齢	性別	障がいの状況 (身障・知的・精神の別)	年間利用 延べ日数 (A) ((B)+(C))	当該補助事 業の対象日 数 (B)	障害福祉サ ービスの利 用日数 (C)	日中の活動場所
A							
B							
C							
計							

(2) 地域生活への移行状況〔実績報告時のみに記載〕

※上記(1)の利用(予定)者のうち、地域生活を実現することができた者について記載すること。

区分	生活場所	備考

注 生活場所の欄には、「グループホーム」、「アパートでの単身生活」など、利用者の生活場所を記載すること。

3 運営経費の内訳(見込み)

項目	金額	積算内訳
① 人件費 (賃金、諸手当、法定福利費等)	円	(例) 支援員：月額〇〇円×12か月×1人＝×××円
② 需用費 (光熱水費、印刷製本費等)		
③ 役務費 (通信運搬費、保険料等)		
④ 使用料及び賃借料 (⑥以外)		
⑤ その他		
小計…X	(A)	
⑥ 建物の賃借料…Y	(B)	(例) 家賃：月額××円×12か月＝△△△円
合計…X+Y	(C)	

注1 ①「合計…X+Y」の項の金額は、4の表の「合計…X+Y+Z」の項の金額と一致すること。

②補助対象経費に工事請負費及び委託料が含まれ、県内事業者への発注が困難な場合、その理由を積算内訳欄に記載すること。

4 収入額等の内訳（見込み）

項 目		金 額	積 算 内 訳
収	①利用者負担金 (実徴収額)	円	光熱水費 : @ 円×延べ 日＝ 円 食材料費 : @ 円×延べ 日＝ 円 家賃相当額 : @ 円×延べ 日＝ 円
	<再掲> 家賃相当額	(a)	その他（人件費等） : @ 円×延べ 日＝ 円 (注) 延べ日数は、当該生活体験ホームの利用者全ての日数
入	(参考) ② 1の① を基に算定される 利用者負担金	円	光熱水費 : @ 円×延べ 日＝ 円 食材料費 : @ 円×延べ 日＝ 円 家賃相当額 : @ 円×延べ 日＝ 円
	<再掲> 家賃相当額	(b)	その他（人件費等） : @ 円×延べ 日＝ 円 (注) 延べ日数は、当該生活体験ホームの利用者全ての日数
額	③寄附金		
	④その他		
	小 計…X ①+③+④		
⑤補助金…Y			市補助金 : 〇〇市補助金 : ××町補助金 : △△町補助金 :
⑥自己財源…Z			
合 計…X+Y+Z			

注 ① 「合計…X+Y+Z」の項の金額は、3の表の「合計…X+Y」の項の金額と一致すること。

②延べ日数について、障害福祉サービスの利用を除いた日数を記載すること。

③「④その他」について、障害福祉サービスの利用に係る収入を含めて記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市障がい児・者地域生活体験事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金					
その他市町村 補助金					
その他					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
運営経費					
計					

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

鳥取市長 様

住所
団体名
代表者名

年度鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金に係る消費税仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付要綱第7条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による補助金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額
（3－2）×補助金の確定額／算定基準額 | 金 | 円 |